

令和6年田村市教育委員会第10回定例会議事録

1 日 時 令和6年10月17日（木） 午後2時30分

2 場 所 田村市役所 4階 第1委員会室

3 出席委員 教育長 飯村 新市
教育長職務代理者 根内 喜代重
委員 佐藤 由香理
委員 渡辺 隆治

4 欠席委員 委員 柳沼 かおり

5 出席職員 教育部長 橋本 弘明
教育総務課長 三浦 幹
学校教育課長 小松 信哉
生涯学習課長 菅野 勝栄
船引公民館長兼文化センター館長 松崎 博志
教育アドバイザー 箭内 良一
教育総務課長補佐兼教育総務係長 助川 勇造
教育総務課教育施設係長 大山 茂男
学校教育課管理主事兼課長補佐兼指導管理係長 佐久間 誠
学校教育課教育振興係長 紺野 健太郎
生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長 遠藤 和夫
生涯学習課生涯学習係長 本田 啓介
（書記）教育総務課 主査 坪井 真里子

6 案件

報告第7号 令和6年度田村市教育委員会職員の任免について

議案第48号 田村市指定文化財（有形文化財）の指定に係る諮問について

議案第49号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

7 審議経過

【午後2時29分 開会】

◇教育長 ただいまから、令和6年田村市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

さっそくではありますが、会期及び議事日程は本日の1日間とし、別紙日程によって進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

◇委員 （異議なし）

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって会期及び議事日程は、本日の1日間とし、別紙日程によって進めることに決定いたします。次に、会議録署名委員の指名を行います。今回の委

員会は、「佐藤由香理委員」と「渡辺隆治委員」にお願いいたします。書記は、教育総務課 坪井主査を指名します。

次に、前回開催の令和6年第9回定例会会議録の朗読をお願いします。

◇書記 [令和6年第9回定例会議事録朗読]

◇教育長 ただいま朗読の会議録について、承認することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、令和6年第9回定例会の会議録は、承認することに決定いたします。

◇教育長 日程第3、議案上程に移ります。さっそく議案審議に入ります。

◎報告第7号 令和6年度田村市教育委員会職員の任免について

◇教育長 報告第7号 令和6年度田村市教育委員会職員の任免について、説明を求めます。

◇教育部長 (報告第7号について議案書朗読)

◇教育総務課長 (報告第7号について、説明)

◇教育長 ただいまの説明について、質問・意見をお願いします。

◇教育長 今回の人事異動の経緯について詳しく説明をお願いします。

◇教育総務課長 学校給食センター所長であった職員の異動に伴い、学校教育課長が学校給食センター所長を兼務するという運びとなりました。

◇教育長 年度途中の人事発令となったので、管理職を別に配置するのは難しい状況です。給食センターが学校教育課所管であるため、兼務ということになりました。

◇根内委員 学校給食センターにはほかの職員の補充はあったのでしょうか。

◇教育部長 前任の所長が不在となった際に、会計年度任用職員を採用し配属しております。このほかに専門員が1名配属となっております。

◇教育長 そのほか、質問・意見はございませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、ほかにご意見がないようですので、報告第7号 令和6年度田村市教育委員会職員の任免について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

◇委員 (異議なし)

◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、報告第7号 令和6年度田村市教育委員会職員の任免については、原案のとおり承認いたします。

◎議案第48号 田村市指定文化財（有形文化財）の指定に係る諮問について

◇教育長 議案第48号 田村市指定文化財（有形文化財）の指定に係る諮問について、説明を求めます。

◇教育部長 (議案第48号について議案書朗読)

◇学校教育課長 (議案第48号について説明)

◇教育長 ただいまの説明について、質問・意見をお願いします。

◇根内委員 県内には15棟現存しているとのことですが、田村市内には今回対象となっているもののほかにあるのでしょうか。

◇生涯学習課長 石森地区の1棟のほかに船引町石沢地区にあります。

- ◇根内委員 ほかにもあるとすれば、関係性はどうなるのでしょうか。
- ◇生涯学習課長 石沢地区にあるものは指定文化財にはなっておりません。今回、議会において指定に向けて検討してはどうかとの提案があり、その後地元から文化財指定等申請書の提出がありましたので、審議会へ諮るための諮問となります。
- ◇教育施設係長 石沢地区にあるものはだいぶ改造されておりますので、建築当時のまま残されているのは、石森地区にあるこの石森恩賜郷倉のみとなります。現在の文珠出張所の前にもありましたが、今は石碑だけが残っている状態です。大倉地区にもありましたが、こちらは昭和の頃に解体されました。
- ◇生涯学習課長 これから審議会委員に依頼して現場に出向いて調査していただいたうえで、指定文化財に値するかどうかの審議をしていただくことになります。
- ◇教育長 そのほか、質問・意見はございませんか。
- ◇委員 (なし)
- ◇教育長 それでは、ほかにご意見がないようですので、議案第48号 田村市指定文化財(有形文化財)の指定に係る諮問について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- ◇委員 (異議なし)
- ◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第48号 田村市指定文化財(有形文化財)の指定に係る諮問については、原案のとおり決定いたします。

◎議案第49号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

- ◇教育長 次に、議案第49号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、説明を求めます。
- ◇教育部長 (議案第49号について議案書朗読)
- ◇学校教育課長 (議案第49号について説明)

※プライバシー保護の観点から詳細は省略し、質問件数のみ表示とする。
認定、否認定に関する質問・意見：1件

- ◇教育長 それでは、ご意見がないようですので、議案第49号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- ◇委員 (異議なし)
- ◇教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第49号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定については、原案のとおり決定いたします。
- ◇学校教育課長 (認定数の確認)

【令和6年10月認定分】

区分	要保護			準要保護			
	申請数	認定数	否認定数	申請数	認定数	否認定数	継続審査数
小学校	—	—	—	1	1	0	0
中学校	—	—	—	—	—	—	0
計	—	—	—	1	1	0	0

【令和6年10月現在累計】

区分	要保護			準要保護					
	認定済	今回認定	計	認定済	今回認定	計	継続審査	今回継続審査	計
小学校	4	—	4	117	1	118	—	—	—
中学校	1	—	1	68	—	68	—	—	—
計	5	—	5	185	1	186	—	—	—

8 その他

◇教育長 次に、日程第4 その他の案件について、はじめに、委員の皆様からございましたらお願いします。

◇委員 (なし)

◇教育長 それでは、事務局からお願いします。

◇事務局

1 事業報告事項について（教育部長）

・令和6年田村市議会9月定例会

会期 令和6年9月2日（月）～20日（金）19日間

代表質問及び一般質問の質問・答弁内容について

◇教育長 議会答弁内容等について、ご質問ありませんか。

◇根内委員 スクール・サポート・スタッフの配置状況については、「希望する全ての小中学校に配置しております。」との答弁ですが、全部で12人ということなので、配置されていない学校があったのでしょうか。配置を希望しない理由はどのようなことだったのでしょうか。

◇学校教育課長 この答弁書が作成されるまでに船引南中学校には配置されておりませんでした。昨年度配置を希望しないと校長から回答を得ていたからです。ただ、再度確認したところ、配置希望がありましたので、現在は船引南中学校を含めた全小中学校に配置しております。

◇根内委員 小規模特認校の効果と課題についての質問も出ているようですが、これに関して、学校でも計画等に基づいて様々な取り組みを進めているのですが、学校だけでは限界があるなど感じています。市としての施策でもありますので、教育委員会から特認校に関わる内容について取り組み状況を積極的に広報していただけると良いのではないかと思いますので、ご検討くださるようお願いいたします。

三点目です。過去10か年の高校及び大学への学校ごとの進学者数の答弁があります。県教育委員会でも大学への進学者数については情報公開していないということですが、一方では、田村市として東大10人構想を掲げておりますので、これから先を考えたときに何らかの形で検証、成果の一つとして情報を把握していくような何かを考えなくてはならないのではないかと感じました。

四点目です。「学校管理職の意識を変えるための取り組みは。」の質問についてですが、答弁の内容を見ても質問の意図をくみ取ることができませんでした。教育委員会として答弁される際に、質問の意図をどう理解されたのでしょうか。

◇教育長 教育委員会としても意図を理解できず苦慮したところです。真意を確認しながらだと答弁書が作れませんので、質問の文字どおりの内容で答弁したところです。

大学への進学情報ですが、これに関しては個人情報となってしまいます。高校進学までは中学校の指導要録に掲載となりますが、大学までは行政としても把握することができません。こちらからの問いかけに本人たちが快く答えてくれれば、数値として把握することはできると思いますが、以前調査した際も6割から7割の回答しか得られませんでした。今回のこともありましたので、市主催の行事である「はたちの集い」の時に現在の就学先あるいは就業先や居住地などの情報を得ることは可能かなと思っています。

◇根内委員 正式に通知を出すとなるとなかなか難しいですね。

◇教育長 もう一つの方法として、奨学金を給付することによって情報をいただくということもあると思います。今のところ、全員分を正確に把握することは難しい状況です。

◇教育部長 小規模特認校の周知については、都路小中学校の活動状況を広報等に掲載することではまず市民へ周知し、知ってもらうことが一番なのかなと思いますので、今後検討して参ります。

◇教育長 関心を持っていただいた方に詳しく説明することは当然必要ですが、行政として広く周知するとなると難しいところもあります。

◇根内委員 「都路小中学校に行ってください。」というような子どもの取り合いではなく、現に困っているお子さんや保護者さんがいますので、その子にとって一番いい学びの場はどこなのだろうか、ということを双方の学校が一緒になって考えていくような、そんな機会になればいいのかなと感じています。

◇教育長 そのほか、ご質問ありませんか。

◇佐藤委員 スクール・サポート・スタッフは、ボランティアなのか、週の勤務状況はどのようなになっているか教えていただきたい。

◇学校教育課長 勤務体系は一律に月曜日から金曜日勤務ということではなく、学校が月の上限内で勤務の割り振りをしております。勤務内容についても基本的には学校一任となりますが、主に教材のプリントであったり、掲示物の展示であったり、子ども達の手の届かないところの清掃であったりなど学校それぞれが校長の判断での勤務となっている状況です。ボランティアではなく、県が会計年度任用職員として雇用し、報酬が支払われております。

◇教育長 そのほか、ご質問ありませんか。

◇委員 (なし)

◇事務局

- 2 各事業の報告について（教育総務課長）
- 3 令和6年10・11月の行事予定について（教育総務課長）
- 4 事業実施状況及び予定について（学校教育課長、生涯学習課長）

【学校教育課】

- ・たむらチャレンジ塾④
- ・ふくしま学力調査
- ・算数・数学ジュニアオリンピック
- ・部活動地域移行練習会
- ・フィリピンセブ島語学研修

【生涯学習課】

- ・各地区文化祭の開催

- ・田村富士ロードレース大会 申込者数：654 名
- ・ふくしま駅伝大会
- ・市町村対抗野球大会、ソフトボール大会
- ・青少年健全育成市民会議 小学 4～6 年生の自然体験教室

◇教育長 各事業報告等について、ご質問ありませんか。

◇委員 (なし)

◇事務局

5 その他

学校運営協議会及び地域学校協働本部の目的、組織、活動、内容それぞれのかかわりについて（学校教育課長、生涯学習課長）

◇教育長 学校運営協議会及び地域学校協働本部について、ご質問ありませんか。

◇教育長 資料を見ると学校運営協議会と各地域学校協働本部が同格に見えます。組織的には学校運営協議会が上位組織となつてそのメンバーとしてコーディネーターや会長が入っている形となっています。ほかの委員も引き受けてくださる方がいないので、PTA会長が両方の組織に入っていると、掛け持ちで委員になっている方が多いのでなんとなく同格に見えてしまいます。コーディネーターから「学校運営協議会は何をやっている組織なのか。」と言われますが、学校運営協議会はいくまでも運営協議会ですので活動的に何かをするというわけではありません。いろいろ話し合いをして経営について提案したりするような役割があります。逆に地域学校協働本部は活動的で、授業などで必要な協力などについてコーディネーターが調整しながら学校にボランティアの方々を紹介しています。役割が違うのですが、入っているメンバーが大部重なってしまっているの、同じような組織になってしまっているのが現状です。

それから、ボランティア派遣についても学校のニーズと登録していただいている地域ボランティアができることのミスマッチが起きてしまって、この制度を上手く活用できていないようです。

◇渡辺委員 学校運営協議会の活動は地域によって温度差があるということでしたが、活動についてはあくまでも各協議会の中で決めることなのでしょうね。

◇教育長 学校運営協議会は学校の運営に関わることですから、年間を通して数多く学校へ足を運んで授業などを見ていなければ、経営に関する意見も言えなくなってしまうと思うのです。だから、学校としても機会を作ってください。とお願いをしています。正式な運営協議会とは違って、この授業を見に来てください、というようなご案内は各学校でやっていただいていると思います。

◇渡辺委員 私の子どもが通学している学校では授業参観の時に来ていただいていたようです。

◇教育長 常々、来賓やお客様とは違う立場であることを言っていますが、学校運営協議会としての仕事、役割を校長やそのほかの教員が十分に理解できていないことがあります。普段から教員の授業を見ることもなく、いろいろな意見は言えませんね。これに関しては教育委員会としても校長を指導していかなければいけないと思っています。

◇渡辺委員 協議会の内容は議事録などで確認できるのでしょうか。

◇学校教育課長 記録はとっていると思います。

◇渡辺委員 私の地域の学校ではPTA会長が委員として入っていませんでした。現役が委員

に入っていなかったらなかなか意見も言えないことに気づきましたので、参加させてほしいと要望しています。

◇教育長 各中学校区でいろいろなやり方でやっていますので、一律ということではありません。

◇佐藤委員 学校運営協議会には区長も入っているのですか。

◇教育長 各協議会で違いがありますので、入っているところと入っていないところがあります。

◇佐藤委員 活動が活発な協議会は授業参観なども積極的に行っているのですか。

◇学校教育課長 日常的に行っているかは把握しておりませんが、計画の段階で地域差は出ています。

◇教育アドバイザー 三春小学校がだいぶ前からコミュニティスクールを取入れています。田村地区内では指定を受けたこともあり、最初に取り組んだ学校です。PTA会長や区長などそれぞれの地区の肩書きのある方に集まってもらい協議会を開催しました。具体的には学校の中での授業や行事の様子、子ども達の様子などをお伝えして、気づいたことを意見としていただく、というような形で進めていました。いま改めて勉強すると、ちょっと足りなかったなどと思う点があります。運営協議会の方々に頻繁に学校に来ていただき見てもらう、当然に人事にも意見をいただかなければいけない中身だったと思いますが、正直ここまでできなかったという反省があります。

◇教育長 校長は、例えば教員の指導であったり、教育委員会に対する人事の意見などにも学校運営協議会を上手に使うことができるのですが、それが使えていないですね。

◇根内委員 みなさんに分かってもらうには、ある程度年数もかかるし、まだまだ周知していかなくてはいけない。その中で、校長会などでも話をしていかななくてはいけないし、学校運営協議会そのものも当て職で参加している方は変わってしまいますので、教育大綱にも載っていますように学校運営協議会委員の研修実施ということでは、夏休み前など、年度が変わったタイミングで運営協議会の役割をしっかりお伝えする機会が必要だと思います。1回やったから全て分かるということではありませんが、基本的な部分をしっかり周知していかなければいけません。学校に対して意見を言う、ということは委員のみなさんにも責任があるんですよ。ということをしっかり分かっていたかないといけません。今の話をまとめたような資料を文部科学省で出しているの、確認していただきたいと思います。基本を分かったうえで、あとは各協議会で活かして活動していただければいいのかなと思います。何が子どものためになるのかということとそこで協議していただきたいと思います。また、各協議会メンバーが任期や異動で変わってしまうことについては、地域の実情に応じてもう少し弾力的に扱える部分があるか見直しについて意見をいただきながらやった方がいいのかなと思うこともあります。

学校協働本部事業に関しては、積極的に意見を出している委員さんがいて、内容を見ると、なるほどと思うことがたくさんありました。この時出た意見や質問に対しては、回答して納得いただいているのかなと思いながら読ませていただきました。協働本部が生涯学習課にあって、実際に活動するのは各地区の協議会で、事務局は公民館がやっている。事務局である公民館がこのことを全部理解してやられているのかというと、必ずしもそうではない部分があるように思います。どうしていいかわからない。だから、コーディネーターお任せ。となって

しまいます。この辺を検討しながらできる改善点があれば見直していくということも必要ではないかと思います。

◇教育長 委員の質問には、それなりにお応えしていますが、なかなかお応えできないことも多くあります。学校の教育課程を崩さなくてはいけなくなるほどの要望や提供になってしまうと学校のニーズに沿わないことになってしまい、学校でも困ってしまうことになります。

◇根内委員 そういうところはコーディネーターにも当然に理解してもらわないといけません。そのためにも事務局である公民館が理解していないといけないということになりますね。

◇教育長 社会教育活動としては非常にありがたいことなのですが、学校教育の立場となるといろいろ難しいです。ただ、積極的に活動していただいている学校の取組みは、他地域でも影響を受け、活動が広がっているようです。

先進地ではコーディネーターが学校に常駐しています。だから、いつでもお願いしに行ける状況ですし、人材も豊富です。例えば小学生が町探検に行こうとすると、コーディネーターがある程度コースを検討してくれます。コーディネーターも地域の方なので訪問先なども開拓しやすいということです。田村市もこういう環境になればいいのですが、なかなか難しいですね。田村市では地域の考え方がそれぞれありますのでみんなが全て同じようにという訳にはいきませんが、すり合わせをしながら活動していければと思っています。

◇教育長 このほか、ご質問等はありませんか。

◇委員 (なし)

◇教育長 以上をもちまして、令和6年田村市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。

【午後4時10分 閉会】

前記、会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年10月17日

教育長

委 員

委 員